

# 訪問看護利用契約書

利用者 様

訪問看護ステーションき・ら・ら



## 1 訪問看護事業者（法人）の概要

## (1) 事業者の名称及び所在地

事業者名称	株式会社耀・悠祐
代表者氏名	猿渡 祐子
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-980-1792 FAX 092-980-1793

## (2) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、住み慣れた家庭や地域で、その有する能力に応じ希望する生活に近づき、安心して暮らし続けることができるよう支援します。

## (3) 事業の運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視し、可能な限り自立した生活が営めるよう、療養上の目標を設定し計画的に支援するとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った総合的なサービス提供に努めます。サービスの提供方法等については利用者又はその家族に対して説明を行います。

サービスの提供に当たっては、市町村や関係各所と綿密な連携を図り、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行えるように努め、介護技術の進歩に対応し適切な技術をもって行います。利用者の人権の擁護、虐待の防止等に努めます。

なお、広く一般に認められていない看護等については行いません。

## 2 事業所の概要

## (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	訪問看護ステーション き・ら・ら
事業所番号	4060390475
所在地	福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号
連絡先	電話 092-980-1792 FAX 092-980-1793
管理者氏名	妻木 薫

(2) 事業所の職員体制

従業者・職種	人数(人)	職務の内容
管理者・看護師	1	管理業務、利用申込みに係る調整、訪問看護師と兼務
看護師等	看護師 (うち1名は管理者と兼務) リハビリ等	訪問看護計画書・報告書及び介護予防訪問看護計画書・報告書の作成、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供
事務員等		必要な事務作業

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金曜日
営業時間	午前9時から午後6時まで

営業しない日	土曜日、日曜日、祝日 8月13日から8月15日まで 12月30日から1月3日まで
--------	--

3 訪問看護サービスの内容

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、利用者の希望、主治医(かかりつけ医師)の指示、居宅サービス計画を踏まえて、サービスを提供致します。

(1) 療養上の世話

清潔(入浴、清拭、洗髪、手・足浴、口腔ケア、整容、更衣等)の管理・援助  
排泄(おむつ交換、摘便・排便コントロール等)の管理・援助  
食事(経管栄養実施、胃瘻)の管理・援助  
療養環境(室温調整、換気、日常生活用具等)の整備・支援  
人工肛門の管理・援助、人工膀胱管理・援助、認知症・精神疾患の看護  
糖尿病療養指導・管理  
緩和ケア、ターミナルケア

(2) 診療の補助

健康状態のチェック、創傷処置、床ずれ予防・処置  
カテーテル管理、(膀胱留置カテーテル交換、膀胱洗浄等)の医療処置  
人工呼吸器・在宅酸素療法等の管理・援助  
気管カニューレの交換・管理、吸引・吸入  
服薬管理、在宅中心静脈栄養実施・管理  
血糖値管理、注射・点滴の実施・管

(3) リハビリテーションに関すること

寝返り・日常生活動作訓練、筋力訓練、関節可動域訓練等

(4) 家族支援に関すること

家族への療養上の指導、その他療養生活や介護サービスに関する相談・援助、家族の健康管理等

(5) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族へ説明・訪問看護報告書の作成

(6) その他緊急時対応

4 利用料金

(1) 介護保険 (別紙)

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割～3割の額とします。

通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費、その他の料金は、次の額を徴収します。

①通常の事業実施地域 無料

②通常の事業実施地域以外 1回の訪問につき500円

(2) 健康保険 (別紙)

診療報酬の額による。基本利用料の額はご提示の被保険者証により1割・2割・3割となり、10円未満の端数は四捨五入します。病状やご希望により緊急時等の加算の契約が必要になる場合があります。利用者が長時間や休日あるいは営業時間以外の訪問看護を希望した場合は、基本利用料とは別に、訪問看護ステーションが定めた利用料を支払うこととします。

(3) エンゼルケアの料金は、10,000円とします。

・上記の利用料金の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとします。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、1か月につき利用料の全額をお支払いください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

・毎月、10日までに前月分の請求をいたします。現金でお支払い頂き、利用料の受領後に領収証を発行します。

(4) 通常の事業実施地域

福岡市東区(三苫及び塩浜以西を除く)・博多区、糟屋郡粕屋町、久山町、志免町、須恵町、篠栗町、宇美町

## 5 緊急時および事故発生時における対応方法

サービス提供中に病状の急変・その他の緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときには、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、ステーション管理者、居宅サービス事業者等へ連絡し適切な処置を行います。

主治医	医師名：	
	病院名：	
	所在地：	
	電話番号：	
緊急時連絡先 (家族等)	①	氏名(続柄)： ( )
		住所：
		電話： - - 携帯： - -
	②	氏名(続柄)： ( )
		住所：
		電話： - - 携帯： - -

## 6 衛生管理

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理、定期的に研修及び訓練を実施することで、感染症の予防やまん延防止に努めます。

## 7 居宅介護支援事業者等との連携

利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者等が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

## 8 利用者に関する市町村への通知

利用者が正当な理由なしに指定訪問看護等の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき、又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者には不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知いたします。

## 9 利益供与・利益享受の禁止

ステーション及びその従業者は、居宅サービス事業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与いたしません。また、利用者及びその家族等から、サービスの提供の対価としての利用料等を除く金品その他の財産上の利益を享受いたしません。

## 1 0 秘密保持及び個人情報保護

利用者又は家族の個人情報について『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が策定した『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』に基づき、個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いに関する規則を策定し、関係法令及びガイダンスを遵守します。

## 1 1 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 1 2 身体拘束の原則禁止

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

## 1 3 苦情相談

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口、担当者を設置し、利用者の要望、苦情に対し迅速かつ、誠実に必要な対応を行います。

### 事業所相談窓口

電話番号：092-980-1792

相談担当者：猿渡 祐子

### 各市町村役場の介護保険相談窓口

受付時間：平日9時～午後5時

#### 福岡市

東区役所	福祉・介護保険課	092-645-1071
博多区役所	福祉・介護保険課	092-419-1078
粕屋町役場	介護福祉課	092-938-0229
久山町役場	健康福祉課	092-976-1111
志免町役場	福祉課	092-935-1039
須恵町役場	福祉課	092-932-1151
宇美町役場	福祉課	092-934-2243

篠栗町役場 福祉課

092-947-1111

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部介護保険課 介護サービス相談窓口

092-642-7859

#### 1.4 その他運営に関する事項

ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者等に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 \_\_\_\_\_ 印

訪問看護サービスを受けるにあたり、ステーションより本書面により重要事項の説明を受け、これに同意します。

年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

事業者 株式会社耀・悠祐  
住所 福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号  
電話 092-980-1792  
代表者氏名 猿渡 祐子

事業所名 訪問看護ステーションき・ら・ら  
住所 福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号  
電話 092-980-1792  
所長 猿渡 祐子

## 訪問看護契約書

### (契約の目的)

第1条 訪問看護ステーションき・ら・ら(以下「ステーション」という。)は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り住み慣れた家庭や地域で、利用者の有する能力に応じ希望する生活に近づき安心して暮らし続けることができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。利用者はステーションに対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### (契約期間)

第2条 この契約書の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という。)有効期間の満了日までとします。

2 契約期間の満了日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

### (運営規程の概要)

第3条 ステーションの運営規定の概要(事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等)は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

### (訪問看護計画の作成・変更)

第4条 ステーションは主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。

2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 ステーションは、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。

(1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合

(2) 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

6 ステーションは訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族(以下「利用者等」という。)に説明し、その同意を得るものとします。

#### (訪問看護サービス提供の記録)

第5条 ステーションは利用者に対して訪問看護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容等を記載した訪問看護記録を作成し、利用者の確認を受けるとともに、その控えを交付します。

- 2 ステーションは利用者の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 3 利用者等は、必要がある場合は、ステーションに対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、ステーションの業務に支障のない時間に行うこととします。

#### (主治医との関係)

第6条 ステーションは、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

- 2 ステーションは、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

#### (協力義務)

第7条 利用者等は、ステーションが利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限りステーションに協力しなければなりません。

#### (利用者負担金)

第8条 利用者は、サービスの対価としてステーションが提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料の額をもとに、月ごとに算定された利用者負担額とその他の費用をステーションに支払います。

- 2 ステーションは、提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は、そのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者等の同意を得ます。
- 3 ステーションは、通常の事業の実施地域以外にある利用者の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを請求します。
- 4 ステーションは、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対して説明を行い、利用者等の同意を得ます。

#### (利用者負担額の滞納)

第9条 利用者が正当な理由なく利用者負担額を2ヵ月以上滞納した場合は、ステーションは30日以上期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をした時、ステーションは利用者の居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行います。

- 3 ステーションは、前項に定める協議を行い、かつ、利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 ステーションは、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

#### (緊急時の対応)

第10条 ステーションは、訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者の容態の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

- 2 利用者等の求めに応じ訪問を行う際、訪問に時間を要する場合があります。
- 3 災害発生時は、災害規模や状況により訪問を行うことが難しい場合があります。また、訪問を行う際も相当の時間を要する場合があります。

#### (居宅介護支援事業者等との連携)

第11条 ステーションは、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者等が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

#### (秘密保持)

第12条 ステーションは、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者等の秘密を洩らしません。

- 2 ステーション及びその従業者は、サービス担当者会議等において、利用者等に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者等に使用目的等を説明し同意を得て使用いたします。

#### (苦情対応)

第13条 ステーションは、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、ステーションが提供した訪問看護サービスについて利用者等から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 ステーションは、利用者等が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者に対し何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

#### (利用者の解除権)

第14条 利用者は、ステーションに対し7日間の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

#### (ステーションの解除権)

第15条 ステーションは、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、ステーションの再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 ステーションは、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって主治医、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

#### (契約の終了)

第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 利用者が要介護(支援)認定で非該当となったとき
- 二 第2条の規定に基づく契約期間満了日の7日前までに、利用者から契約終了の申し出があり、契約期間が満了したとき
- 三 利用者が第14条の規程により契約を解除したとき
- 四 ステーションが第12条又は第15条の規程により契約を解除したとき
- 五 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき
- 六 利用者が死亡したとき

#### (損害賠償)

第17条 ステーションは、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、ステーションは速やかにその損害を賠償します。ただし、ステーションに故意・過失がない場合は、この限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

#### (合意管轄)

第18条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、福岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

#### (協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者・ステーションの協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、各自署名押印して一通ずつを保有します。

年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ ㊞

電話 \_\_\_\_\_

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

名前 \_\_\_\_\_ ㊞

電話 \_\_\_\_\_

事業者 株式会社耀・悠祐  
住所 福岡市東区若宮四丁目6番14号  
電話 092-980-1792  
代表者氏名 猿渡 祐子

事業所名 訪問看護ステーションき・ら・ら  
住所 福岡市東区若宮四丁目6番14号  
電話 092-980-1792  
所長 猿渡 祐子